

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
四万十市	具同地区(入田・田黒・渡川・中山・中組・西組)	令和4年3月31日	年 月 日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	89.4 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	68.6 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	42.9 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	19.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.7 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.8 ha
(備考)	

2 対象地区的課題

(入田)
基盤整備済の地区であり、中心経営体への農地の集積が進んでいる。地区内に30代の担い手も存在し、今後も地区内の集落営農法人を中心として更なる農地の集積を進めていく計画があることから、今後10年程度は耕作放棄の心配はないと思われる。
(田黒)
基盤整備未整備の地区であり、農地は概ね耕作されている状態であるが、宅地等への転用も多く行われている。今後残された農地を効率的に耕作していく為に、耕作地と転用農地の影響を考慮するのが課題。
(渡川)
基盤整備未整備の地区であり、農地は概ね耕作されている状態であるが、宅地等への転用も多く行われている。今後残された農地を効率的に耕作していく為に、耕作地と転用農地の影響を考慮する必要がある。
(中山)
基盤整備未整備の地区であり、農地は概ね地区内の担い手農家に耕作・管理されている。しかし、将来的には、水路等の維持管理や、鳥獣被害増加の傾向により10年後には耕作放棄される農地が出てくる恐れがある。
(中組)
基盤整備未整備の地区であり、農地は概ね地区内の担い手農家に耕作・管理されている。しかし、将来的には、水路等の維持管理や、鳥獣被害増加の傾向により10年後には耕作放棄される農地が出てくる恐れがある。
(西組)
基盤整備未整備の地区であり、農地は概ね地区内の担い手農家に耕作・管理されている。しかし、将来的には、水路等の維持管理や、鳥獣被害増加の傾向により10年後には耕作放棄される農地が出てくる恐れがある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(入田)

地区内の集落営農法人を中心に農地の集積を進めていく計画がある。今後は、入田地域だけでなく、具同地区的中心経営体として更なる農地の集積を推進していくことが必要になると思われる。

(田黒)

地区内では、担い手農家や後継者となる経営体はなく、今後、地区内で新規就農者の育成とともに、他地区的経営体を地域の担い手として位置づけ、農地の利用・集積を図る必要がある。

(渡川)

地区内では、担い手農家や後継者となる経営体はなく、今後、地区内で新規就農者の育成とともに、他地区的経営体を地域の担い手として位置づけ、農地の利用・集積を図る必要がある。

(中山)

地域内には担い手は少なく、現在の担い手がリタイアすれば、農地の集積・集約は困難となる。耕作者を増やすには、基盤整備を行い、耕作条件を改善することを視野に入れると共に、中間管理機構を通じた農地の利用権設定等の必要がある。

(中組)

地域内には担い手は少なく、現在の担い手がリタイアすれば、農地の集積・集約は困難となる。耕作者を増やすには、基盤整備を行い、耕作条件を改善することを視野に入れると共に、中間管理機構を通じた農地の利用権設定等の必要がある。

(西組)

地域内には担い手は少なく、現在の担い手がリタイアすれば、農地の集積・集約は困難となる。耕作者を増やすには、基盤整備を行い、耕作条件を改善することを視野に入れると共に、中間管理機構を通じた農地の利用権設定等の必要がある。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(条件整備)

中心経営体への集積にあたっては、利用条件の良好な農地であることが必要であるため、耕作条件改善事業等を活用し、水路等の整備を行っていく。

(農地中間管理機構の活用方針)

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(基盤整備への取組方針)

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るために、将来的には、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。

(新規・特産化作物の導入方針)

米については、主食用米と飼料用米を中心に栽培し、主食用米については、収益性の高い「しまんと農法米」や「特別栽培米」の栽培に取り組むとともに、園芸作物の生産に取り組む。

(鳥獣被害防止対策の取組方針)

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

(災害対策への取組方針)

関係機関からの情報提供を受け、被害軽減に努める。